

# 令和3年4月後期定例会 議事録

- ・開催日時 令和3年4月23日(金曜日) 15時25分～17時06分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委員)伊藤委員長 松尾委員 内田委員  
(事務局)西岡事務局長 角田副事務局長 土井人事主幹  
森岡人事主幹 鶴澤係長 古賀係長 萩原主事

## 議事事項

### 1 令和3年3月後期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

### 2 令和3年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の実施要綱について

概要について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

#### 1 試験区分及び採用予定者数

行政(23名程度) 教育行政(7名程度) 警察事務(4名程度) 心理(1名程度) 電気(1名程度) 機械(1名程度) 土木(8名程度) 化学(3名程度) 農政(12名程度) 畜産(1名程度) 農業土木(4名程度) 林業(3名程度) 水産(1名程度) 保健師(8名程度) 少年補導職員(1名程度) 計78名程度

#### 2 受験資格

(1) 次のア又はイの要件を満たす者とする。ただし、日本国籍を有しない者(保健師を除く。)及び地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は除く。

ア 平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者(保健師については平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者)とする。

イ 平成12年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)

(2) 上記(1)に掲げる事項のほか、保健師については、免許(保健師免許)の取得者又は令和4年8月31日までに免許取得見込みの者とする。

### 3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

#### (1) 第1次試験

教養試験及び専門試験を行う。また、語学資格保有者には加点を行う。

##### ア 教養試験

5肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。問題数は50問で、80点満点とし、時間は2時間30分とする。なお、点字試験の場合は3時間45分とする。

##### イ 専門試験

5肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。なお、点字試験の場合は3時間とする。

##### ウ 語学資格保有者への加点

###### (ア) 加点対象者

英語、中国語、韓国語、フランス語について、相当高い程度の語学資格を保有すると認められる者を対象とする。

###### (イ) 加点の方法

資格等の証明書を確認の上、資格等の有用性等に応じて、20点を限度として加点する。

##### エ 第1次試験合格者の決定

教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、教養試験及び専門試験の合計点（語学資格保有者は当該加点点数を加えた得点）により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、令和3年6月30日（水）に発表を行う。

#### (2) 第2次試験

論文試験及び面接試験を行う。

##### ア 論文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。実施日は第1次試験日（令和3年6月20日（日））とし、時間は1時間30分とする。なお、点字試験の場合は2時間15分とする。

##### イ 面接試験

面接試験 及び面接試験 を行う。

###### (ア) 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、200点満点で評定する。

###### (イ) 面接試験

面接員2名の個別面接により人物評価を行い、100点満点で評定する。

#### 4 最終合格者の決定

第2次試験の全ての試験科目に合格となった者について、第1次試験、第2次試験のそれぞれの得点を合計した総合得点（600点満点。語学資格保有者は最大620点満点）により、試験区分ごとに採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、令和3年8月上旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

#### 5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、4の総合得点の高点順に登載する。

#### 6 受付方法

インターネットによる受験申込の受付を行う。

#### 7 受付期間

令和3年5月6日（木）9時から5月24日（月）17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

#### 8 試験の期日及び場所

（1）第1次試験 令和3年6月20日（日） 佐賀大学本庄キャンパス

（2）第2次試験 令和3年7月中旬 県庁新館会議室ほか

#### 9 特別枠試験の最終合格者の取扱い

令和3年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の最終合格者が本試験の同一試験区分を受験している場合、自動的に本試験を辞退したものとみなす。

#### 10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は佐賀県人事委員会事務局長が別に定める。

### 3 令和3年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)(民間企業等職務経験者)の実施要綱について

概要について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

#### 1 試験区分、採用予定者数及び職務内容等

試験区分 (職種)	採用後の 職	採 用 予定者数	職務内容	特に求める経験等
U J I ターン枠 (行政)	主査	29名程度	主として知事部 局において、これ まで培ってきた 知識・経験が活か せるような業務 をはじめ、能力・ 適性・実績に配慮 した分野での事 務	佐賀県外の民間企業等での 職務経験を通して培った「意 欲」、「経営感覚・コスト意 識」、「柔軟な発想力」、「コミ ュニケーション能力・対人折 衝能力」、「政策立案能力」、 「業務遂行能力」、「 <u>先見性</u> 」
	主事			佐賀県外の民間企業等での 職務経験を通して培った「意 欲」、「経営感覚・コスト意 識」、「柔軟な発想力」、「コミ ュニケーション能力」、「政策 立案能力」、「業務遂行能力」
U J I ターン枠 (土木)	主査	2名程度	主として知事部 局における土木 工事の企画・設 計・施工管理等の 業務	土木工事に関する企画、設 計、施工管理等の専門的業務 に従事した経験
U J I ターン枠 (農政)	主査	2名程度	主として知事部 局における農政 の企画・立案、農 業指導等の業務	農政に関する企画、立案、農 業指導等の専門的業務に従 事した経験
社会人経験枠 (行政)	主事	2名程度	主として知事部 局における多様 な事務 (ただし、配属先 の決定に当たっ ては、活動内容や 経験を考慮する 場合がある)	社会における経験 <sup>*</sup> を通し て培った「企画力」、「コミュ ニケーション能力」、「行動 力」、「発想力」等 ※「社会における経験」の例： JICA、地域おこし協力隊、企 業・団体、NPO活動、スポーツ 等の経験等
社会人経験枠 (教育行政)	主事	3名程度	教育委員会事務 局、県立学校、市 町立小・中・義務 教育学校におけ る企画立案等の 業務	社会における経験 <sup>*</sup> を通し て培った「企画力」、「コミュ ニケーション能力」、「行動 力」、「発想力」等 ※「社会における経験」の例： JICA、地域おこし協力隊、企 業・団体、教育機関、NPO活動、 スポーツ等の経験等

## 2 受験資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

### (1) U J I ターン枠

#### ア (ア) 主査

昭和37年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者

#### (イ) 主事

昭和37年4月2日以降に生まれた者

イ 県外に登記上の本店を置く民間企業等(国の機関又は県外の地方公共団体の機関を含む。)における職務経験が令和3年6月末日現在で通算して5年以上ある者  
なお、この場合における職務経験は次のとおりとする。

(ア) 会社員、自営業者等として6か月以上継続して就業していた期間(アルバイト、パートタイムの期間は除く。)

(イ) 職務経験が複数の場合には通算することとするが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限る。

ウ 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者

### (2) 社会人経験枠

ア 昭和46年4月2日以降に生まれた者

イ 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない者

求める社会経験の例としては、JICA、地域おこし協力隊、企業・団体、NPO活動、スポーツ等が考えられるが、職務経験は不問とし、幅広い分野を対象に様々な社会経験を有する者が受験できるものとする。

## 3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について、第3次試験は第2次試験合格者について行う。

### (1) 第1次試験

U J I ターン枠の行政(主査)及び行政(主事)並びに社会人経験枠の行政及び教育行政の試験区分については書類選考を行い、U J I ターン枠の土木及び農政の試験区分については専門試験を行う。

#### ア 書類選考

職務経験や社会経験、実績等について、受験申込時に提出するアピールシートにより審査を行う。

#### イ 専門試験

五肢択一式による筆記試験とし、試験の程度は大学卒業程度とする。問題数は30問で、120点満点とし、時間は2時間とする。なお、点字試験の場合は3時間とする。

#### ウ 第1次試験合格者の決定

U J I ターン枠の行政(主査)及び行政(主事)並びに社会人経験枠の行政及び教育行政の試験区分については、職務経験や社会経験、実績等について審査し、採用予定者数を考慮して高点順に定め、令和3年9月17日(金)に発表を行う。

なお、アピールシートによる審査結果が一定の基準に満たない者は不合格とする。

また、U J I ターン枠の土木及び農政の試験区分については、専門試験の得点により、採用予定者数を考慮して高点順に定め、令和3年6月30日（水）に発表を行う。

なお、専門試験の得点が一定の基準に満たない者は不合格とする。

## (2) 第2次試験

U J I ターン枠の行政（主査）及び行政（主事）は面接試験を行う。U J I ターン枠の土木、農政及び社会人経験枠は論文試験及び面接試験を行う。

### ア 論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点で評定する。時間は1時間30分とする。

なお、点字試験の場合は2時間15分とする。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

### イ 面接試験

面接員2名の個別面接により人物評価を行い、200点満点で評定する。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

### ウ 第2次試験合格者の決定

U J I ターン枠の行政（主査）及び行政（主事）は、面接試験に合格となった者について、面接試験の得点により、採用予定者数を考慮して高点順に定め、令和3年10月下旬に発表を行う。

U J I ターン枠の土木、農政及び社会人経験枠は、論文試験及び面接試験のすべてに合格となった者について、論文試験、面接試験のそれぞれの得点を合計した総合得点により、採用予定者数を考慮して高点順に定め、U J I ターン枠の土木及び農政は令和3年7月下旬に、社会人経験枠は令和3年10月下旬に発表を行う。

## (3) 第3次試験

U J I ターン枠の行政（主査）及び行政（主事）は論文試験及び面接試験を行う。U J I ターン枠の土木及び農政は面接を行う。社会人経験枠は面接試験（プレゼンテーションの審査を含む）を行う。

### ア 論文試験

一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点で評定する。時間は1時間30分とする。

なお、点字試験の場合は2時間15分とする。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

### イ 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。

なお、社会人経験枠の面接試験の評定に当たっては、事前に出題した一般的課題1題に対するプレゼンテーション及び質疑応答による説明能力、質疑への対応能力等の評価を盛り込む。ただし、一定の基準に満たない者は不合格とする。

#### 4 最終合格者の決定

U J I ターン枠の行政（主査）及び行政（主事）は、論文試験及び面接試験 のすべてに合格となった者について、論文試験、面接試験 のそれぞれの得点を合計した総合得点により、採用予定者数を考慮して高点順に最終合格者を決定し、令和3年11月下旬に発表を行う。

U J I ターン枠の土木、農政及び社会人経験枠は、面接試験 に合格となった者について、採用予定者数を考慮して高点順に最終合格者を決定し、U J I ターン枠の土木及び農政は令和3年8月中旬に、社会人経験枠は令和3年11月下旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

#### 5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、4の総合得点の高点順に登載する。

#### 6 受付方法

インターネットによる受験申込の受付を行う。

#### 7 受付期間

##### (1) U J I ターン枠の行政（主査）及び行政（主事）並びに社会人経験枠の行政及び教育行政

令和3年7月5日（月）9時から同年8月20日（金）17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

##### (2) U J I ターン枠の土木及び農政

令和3年5月6日（木）9時から同年5月24日（月）17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

#### 8 試験の期日及び場所

##### (1) 第1次試験

ア U J I ターン枠の行政（主査）及び行政（主事）並びに社会人経験枠の行政及び教育行政の試験区分書類選考を行う。

イ U J I ターン枠の土木及び農政の試験区分

令和3年6月20日（日）

佐賀市、東京都

##### (2) 第2次試験

ア U J I ターン枠の行政（主査）及び行政（主事）

令和3年10月上旬～中旬（予定）

佐賀市、東京都

イ U J I ターン枠の土木及び農政

令和3年7月中旬（予定）

佐賀市、東京都

ウ 社会人経験枠

令和3年10月上旬(予定)

佐賀市

(3) 第3次試験

ア UJIターン枠の行政(主査)及び行政(主事)

令和3年11月上旬~中旬(予定)

論文試験は10月下旬(予定)

佐賀市、東京都(論文試験のみ)

イ UJIターン枠の土木及び農政

令和3年8月上旬(予定)

佐賀市

ウ 社会人経験枠

令和3年11月中旬(予定)

佐賀市

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は佐賀県人事委員会事務局長が別に定める。

## 報告事項

### 1 令和3年職種別民間給与実態調査の実施について

調査の概要について、事務局から報告した。

#### 【説明】

#### 1 目的

職員の給与を県内民間事業所の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成

#### 2 調査対象

##### (1) 調査対象事業所

令和3年4月(4月分の最終給与締切日)現在において、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の339事業所

##### (2) 調査実施事業所

148事業所(全国11,803事業所) 人事院が無作為抽出

#### 3 調査実施期間

令和3年4月26日(月)から6月22日(火)まで(58日間)

#### 4 調査内容

##### (1) 従来からの調査項目

- ア 個人別給与の支給状況（職種別、年齢別、学歴別等）
- イ 初任給の支給状況及び採用状況（職種別、学歴別）
- ウ 賞与及び臨時給与の支給状況（支給総額、支給人員数、支給月等）
- エ 本年の給与改定の状況（ベース改定、定期昇給の状況等）
- オ 諸手当の支給状況（家族手当、在宅勤務者に対する通勤手当等の支給状況）
- カ 高齢者雇用施策の状況（定年制の有無、継続雇用制度の内容、定年年齢の引き上げ及び廃止の状況、高齢者の給与減額の状況及び高齢者の月例給与水準・年間賞与水準・年間給与水準）

「通勤手当の支給状況」を削除し、「在宅勤務者に対する通勤手当等の状況」を追加。

##### (2) 昨年から追加又は削除された調査項目

なし

#### 5 調査件数

調査対象の標本事業所のうち、県外に所在する事業所（本社・本店）が調査データを管理している場合は、当該県外事業所で調査を行う。

## 2 令和2年度苦情相談の状況について

令和2年度苦情相談の状況について、事務局から報告した。

### 【説明】

苦情相談の対象	職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する こと。
対象職員	県職員（教育職員及び警察職員を含む。） 公平委員会事務受託団体の職員

## 3 令和2年度労働基準法等事業所実態調査の結果について

調査結果の概要について、事務局から報告した。

## 4 令和2年度有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外の認定等の状況について

令和2年度における認定及び取消しの状況について、事務局から報告した。

## 5 分限処分について

令和3年3月30日付けで佐賀県知事が行った分限処分について、事務局から報告した

## 6 令和2年度佐賀県職員採用試験における任命権者（教育委員会、警察本部）の選択結果について

令和2年度佐賀県職員採用試験における任命権者の選択結果について、事務局から報告した。

## 7 令和3年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の採用予定者数の変更について

佐賀県知事から採用候補者名簿の採用予定者数の変更について依頼があったことについて、事務局から報告した。

### その他

#### 1 行事予定について